

仙台市農業委員会第 98 回総会議事録

○ 開催日時 令和 8 年 5 月 28 日（木曜日）午後 1 時 30 分から午後 2 時 37 分

○ 開催場所 仙台市役所二日町第二仮庁舎 6 階 農業委員会委員室

○ 出席委員 17 人

会長職務代理者 2 番 嶺岸 若夫

委 員

3 番 相原 元浩

4 番 阿部 康幸

5 番 大泉 権吾

7 番 菊地 郁夫

8 番 熊谷 幸夫

9 番 郷古 雅春

10 番 齋藤 清太

11 番 佐々木 功治

12 番 柴田 市郎

13 番 庄子 みゆき

14 番 鈴木 可和

15 番 高橋 勝彦

16 番 高山 真里子

17 番 中嶋 紀世生

18 番 松原 菊男

19 番 三浦 彰芳

○ 欠席委員 2 人 会長 1 番 赤間 敬 6 番 小野寺 潔

○ 議事日程

1 開 会

2 あいさつ

3 議事録署名委員の指名

4 あっせん会の報告

5 議 案

(1) 第 1 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請に係る処分決定について

(2) 第 2 号議案 農地法第 5 条の規定による許可申請に係る処分決定について

6 協 議

(1) 令和 7 年度推進委員等の最適化活動の点検・評価について

(2) 令和 7 年度の農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表
(案) について

(3) 令和 8 年度農地等の利用の最適化に関する意見（案）について

(4) 令和 9 年度農林関係税制改正に関する要望（案）について

7 報 告

(1) 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出について

(2) 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出について

(3) 農地法第 3 条の 3 の規定（相続等）による届出について

(4) 農地法第 18 条第 6 項の規定（合意解約）による通知について

(5) 農地法第 5 条の規定による許可の取消願について

(6) 売渡あっせん希望農地一覧表

(7) 令和 8 年度農地パトロール（利用状況調査）の実施（案）について

8 そ の 他

(1) 会長報告

(2) 事務局からの連絡事項

9 閉 会

○ 農業委員会事務局職員

事務課長	櫻井 健二	振興係長	高橋 航哉
農地係長	伊藤 秀宣	振興係主任	山本 幸子
農地係会計年度任用職員	庄子 尚		

1 開 会	開 会 (午後 1 時 30 分)
司会：振興係長	それでは、ただ今から仙台市農業委員会第 98 回総会を開催いたします。 開会にあたりまして、仙台市農業委員会会長職務代理者嶺岸若夫から、ごあいさつをお願いします。
2 会長職務代理者挨拶	－ 会長職務代理者あいさつ －
司会：振興係長	次に、議長につきましては、仙台市農業委員会会議規則により、会長が議長を務めることとなっておりますが、本日欠席ですので、嶺岸若夫会長職務代理者が務めることとなりますので、以降の進行は、嶺岸会長職務代理者よりしくお願いいたします。
議 長	本日は、1 番 赤間敬会長、6 番 小野寺潔委員から欠席の届けがありました。19 人中 17 人出席ですので、会議は成立しております。
3 議事録署名委員の指名	
議 長	次に、議事録署名委員については、15 番 高橋 勝彦委員、16 番 高山 真理子委員を指名いたしますので、よろしくお願いします。
議 長	議事に入る前に、あっせん会の報告をあっせん事業運営委員会副委員長の大泉副委員長からお願いします。
大泉権吾副委員長 (あっせん事業運営委員会副委員長)	5 月 22 日に開催した、あっせん会の結果を報告します。 当日は、1 件のあっせんがありました。若林区荒井の農地で、売渡申出人は代理人が買受申出人は本人が出席しました。あっせん委員は、農業委員から小野寺潔委員、阿部康幸委員が出席しました。あっせんの結果は成立し、あっせん調書に双方が署名捺印しています。なお代金の支払い時期と方法、農地法第 3 条許可申請の時期、所有権の移転登記手続き、固定資産税の負担方法、土地改良区賦課

金の負担方法についても確認しました。

以上で、あっせん会の報告を終わります。

(午後 1 時 35 分)

議 長

議案に入ります。

第 1 号議案から第 2 号議案まで、調査委員会を第一調査委員会が担当し、5 月 20 日に実施しております。調査内容につきましては調査報告書をお配りし、書面での報告といたしますが、調査委員長が指定した案件については、調査委員から口頭報告をいたします。

第 1 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請に係る処分決定について を上程いたします。

最初に、大泉委員長から調査の結果を報告願います。

大泉第一調査
委員会委員長

第 1 号議案の調査委員会の結果について報告します。調査は、松原菊男委員、相原元浩委員、郷古雅春委員、高山真里子委員の 4 名で行いました。また、該当する地区の農地利用最適化推進委員として、遠藤武一推進委員、加藤隆推進委員、早坂賢一推進委員、早坂久推進委員が出席しました。今回の申請は、売買による規模拡大が 5 件、贈与による規模拡大が 1 件、贈与による農業承継が 2 件の合計 8 件です。調査の結果報告は、番号 1 番と 2 番を松原菊男委員から、番号 3 番と 4 番を相原元浩委員から、番号 5 番と 6 番を郷古雅春委員から、番号 7 番と 8 番を高山真里子委員からします。

番号 5 番は、口頭報告をします。

(書面報告)

(18 番松原菊男委員報告)

番号 1 番は、売買により規模拡大するものです。譲受人は現在、トラクターと耕うん機を知人より借り受け、田植えと稲刈りは作業委託により、3 人で 21a の農地を耕作しています。5 月 17 日に遠藤武一農地利用最適化推進委員が、申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第 3 条第 2 項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。

番号 2 番は、贈与により規模拡大をするものです。譲受人は現在、耕うん機 1 台を所有し、2 人で 4 a の農地を耕作しています。なお、申請地には農地中間管理事業による賃借権が設定されておりましたので、農地法第 18 条第 6 項の通知（合意解約）が出ております。5 月 17 日に遠藤武一農地利用最適化推進委員が、申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第 3 条第 2 項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。

(3 番相原元浩委員報告)

番号3番は、贈与により農業承継をするものです。譲受人は現在、トラクター1台、耕うん機1台、田植機1台を所有し、稲刈は作業委託により、3人で42aの農地を耕作しています。5月18日に早坂賢一農地利用最適化推進委員が、申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。

番号4番は、売買により規模拡大をするものです。譲受人は現在、トラクター1台、田植機1台、収穫機1台を所有し、2人で216aの農地を耕作しています。なお、申請地には農地中間管理事業及び利用権（農業協同組合）による賃借権が設定されておりましたので、農地法第18条第6項の通知（合意解約）が出ております。5月17日に柴崎勝央農地利用最適化推進委員及び遠藤武一農地利用最適化推進委員が、申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。

郷古雅春委員
(9 番)

番号5番は、売買により規模拡大をするものです。面積が5,000㎡を超えることから聞き取り調査を実施しました。譲受人は現在、トラクター1台、耕うん機1台、田植機1台、収穫機1台を所有し、2人で111aの農地を耕作しております。5月12日に加藤隆農地利用最適化推進委員が、申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。

(書面報告)

(9 番郷古雅春委員報告)

番号6番は、売買により規模拡大をするものです。譲受人は現在、トラクター1台、耕うん機1台、田植機1台、収穫機1台を所有し、2人で67aの農地を耕作しております。5月12日に加藤隆農地利用最適化推進委員が、申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。

(16 番高山真里子委員報告)

番号7番は、売買により規模拡大をするものです。譲受人は現在、トラクター1台、耕うん機1台、田植機1台を所有し、稲刈りは作業委託により、2人で67aの農地を耕作しております。5月13日に庄子泰昭農地利用最適化推進委員が、申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。

番号8番は、贈与により農業承継をするものです。譲受人は現在、トラクター1台、耕うん機1台、田植機1台、収穫機1台を所有し、1人で261aの農地を耕作しております。5月15日に早坂久農地利用最適化推進委員が、申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。

議 長

第1号議案の調査の結果、許可相当と報告がありましたが、ご異議、ご意見等は、ございませんか。

阿部康幸委員
(4番)

番号1番について質問します。この農地は、以前あっせん希望農地として登録され、本年3月に取り下げたところですが、売買価格は、あっせん希望価格と同等ですか。

事務局農地係長

同等です。

議 長

その他、ご異議、ご意見等はございますか。

(異議、意見等なし)

議 長

それでは、意見等がなければ採決します。

第1号議案について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員挙手と認めます。よって、第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請に係る処分決定について は、許可と決定いたします。

(午後1時40分)

議 長

次に、第2号議案 農地法第5条許可の規定による許可申請に係る処分決定について を上程いたします。

大泉委員長から調査の結果を報告願います。

大泉第一調査
委員会委員長

第2号議案の調査結果について報告します。調査は、齋藤清太委員、柴田市郎委員、庄子みゆき委員、三浦彰芳委員と私（大泉権吾委員）の5名で行いました。今回の申請は、資材置場に転用するものが1件、資材置場に一時転用するものが1件の合計2件です。調査の結果報告は、番号1番を三浦彰芳委員から、番号2番を庄子みゆき委員からします。

番号1番は、口頭報告をします。

三浦彰芳委員
(19番)

番号1番は、賃貸借により公共工事の資材置場に一時転用するものです。申請地は、市街化調整区域の農振農用地区域です。10ha以上の広がりがあり、土地改良事業施行区域内で土地改良事業施行完了後8年以上経過している区域です。申請は、建設業者が田2,037㎡のうち1,512㎡を一時転用し、資材置場に1,000㎡、駐車場（10台）に300㎡、通路等に212㎡を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。一時転用の期間は、令和9年2月28日までです。用排水計画や被害防除計画、農地復元計画も適切であることを確認しており、目的実現の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は自己資金であり、預金証書の写しが提出されております。仙台市岩切土地改良区から「差し支えない」旨の意見書が交付されております。また、経済局農林企画課から農用地区域の一時転用について、「農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれが無い」旨の回答をいただいております。一時転用であることから農地転用の不許可の例外に該当します。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

(書面報告)

(13番庄子みゆき委員報告)

番号2番は、売買により資材置場に転用するものです。申請地は、市街化調整区域の農振地域外の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外です。農地区分は、中山間地域等に存在する公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。申請は、不動産業者が畑136㎡を転用し、事業面積（原野含む）413.00㎡を資材置場に185.40㎡、駐車場（5台）に62.50㎡、通路等に165.10㎡を利用する計画であり、計画面積は適正であり恒久転用でなければ目的が達成されないものと判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることを確認しており、目的実現の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は自己資金であり、金融機関からの残高証明書が提出されております。なお、許可を得ないで砂利を敷いていたことに対し、始末書が提出されております。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

議 長	第 2 号議案の調査の結果、許可相当と報告がありましたが、ご異議、ご意見等 はございませんか。 (異議、意見等なし)
議 長	それでは、意見等がなければ採決します。 第 2 号議案について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)
議 長	全員挙手と認めます。よって、第 2 号議案 農地法第 5 条の規定による許可申請 に係る処分決定について は、許可することに決定いたします。 (午後 1 時 43 分)
議 長	続きまして、協議に入ります。 (1) 「令和 7 年度推進委員等の最適化活動の点検・評価について」を 事務局 から説明願います。
事務局振興係	— 協議 — (1) 「令和 7 年度推進委員等の最適化活動の点検・評価について」
議 長	ご意見、ご質問等はありませんか。
大泉権吾委員 (5 番)	最適化活動において中立委員の点数が低くなっていますが、点検・評価の結果 が公表になり、委員の個人の点数だけの評価では疑義の対象になる可能性もあり ます。他市町村では、中立委員の推進委員等に含めているか教えてください。
事務局振興係	農業委員会全体の評価としては公表しますが、個人ごとの評点、活動実績・成 果実績の評価は公表されません。他市町村での中立委員の最適化活動における位 置づけは把握していませんが、中立委員を含めていないところもあると伺ってい ます。仙台市の経過ですが、令和 6 年度までは中立委員は最適化活動をしにくい という理由もあり活動対象者から除いていました。令和 6 年度に条例を改正し、 農地利用最適化交付金を財源とした委員報酬の上乗せを行うこととしましたが、 最適化活動の目標を立て評価することが交付の条件となっていることから、令和 7 年度から最適化活動の目標を立て活動を行っていただくこととしております。
郷古雅春委員 (9 番)	活動目標の考え方が違っているかもしれないので、来年度に向けて最適化活動 について確認します。
事務局振興係	活動目標日数の 11 日は、最適化活動、農地法第 6 条の第 2 項に基づく活動、農 地の集積・集約化の活動、遊休農地の解消、新規参入の促進となります。中立委

	員には、農地法第6条第1項の許可等の活動が中心となりますが、今まで通り区域活動や可能な範囲で農地パトロールをお願いします。
議 長	その他、ご意見、ご質問等はございますか。 (意見、質問等なし)
議 長	意見等がなければ、(1)「令和7年度推進委員等の最適化活動の点検・評価について」は、承認いたします。
議 長	続きまして、(2)「令和7年度の農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表(案)について」を事務局から説明願います。
事務局振興係	(2)「令和7年度の農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表(案)について」
議 長	ご意見、ご質問等はございませんか。 (意見、質問等なし)
議 長	意見等がなければ、(2)「令和7年度の農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表(案)について」は、承認いたします。
議 長	続きまして、(3)「令和8年度農地等の利用の最適化に関する意見(案)について」を事務局から説明願います。
事務局振興係	(3)「令和8年度農地等の利用の最適化に関する意見(案)について」
議 長	ご意見、ご質問等はございませんか。 (意見、質問等なし)
議 長	意見等がなければ、(3)「令和8年度農地等の利用の最適化に関する意見(案)について」は、承認いたします。
議 長	続きまして、(4)「令和9年度農林関係税制改正に関する要望(案)について」を事務局から説明願います。
事務局振興係	(4)「令和9年度農林関係税制改正に関する要望(案)について」
議 長	ご意見、ご質問等はございませんか。

	(意見、質問等なし)
議 長	意見等がなければ、(4)「令和 9 年度農林関係税制改正に関する要望（案）について」は、承認いたします。 (午後 2 時 13 分)
議 長	続きまして、報告事項に入ります。まず農地関係から報告します。 (1) 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出から (6) 売渡あつせん希望農地一覧表までを事務局から報告願います。なお、質問については説明後、一括して受けます。
事務局農地係長	それでは、報告いたします。別紙報告書をご覧ください。 (1) 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出については、1 ページに記載のとおり 4 件の届出がありました。受付時において届出書の添付書類も含め完備していましたので、事務局長専決により全件受理しております。(2) 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出については、2 ページから 3 ページに記載のとおり 9 件の届出がありました。受付時において届出書の添付書類も含め完備していましたので、事務局長専決により全件受理しております。(3) 農地法第 3 条の 3 の規定（相続等）による届出については、4 ページから 5 ページに記載のとおり 4 件の届出がありました。すべて遺産分割による相続となっており、事務局長専決により受理しております。(4) 農地法第 18 条第 6 項の規定（合意解約）については、6 ページに記載のとおり 3 件ありました。(5) 農地法第 5 条の規定による許可の取消願については、7 ページに記載のとおり 2 件ありました。(6) 売渡あつせん希望農地一覧表については、あつせん成立したものが 1 件、新規申出が 1 件ありましたので、一覧表を修正しております。あつせんの掘り起こしをよろしくお願いいたします。 農地関連の報告事項は、以上でございます。
議 長	報告事項(1)から(6)までについて、ご質問等はございませんか。
大泉権吾委員 (5 番)	報告 1 の番号 7 番ですが、仙台市が農地を持っていたということですか。
事務局農地係長	過去に取得し、消防用の倉庫として使っていましたが、地目変更登記がなされていなかったため、今回、届け出がされました。
議 長	その他、ご質問等はございませんか。 (質問等なし)

議 長	質問等がなければ、次に、(7)「令和8年度農地パトロール（利用状況調査）の実施（案）について」を、事務局から報告願います。
事務局農地係長	— 報告 — (7)「令和8年度農地パトロール（利用状況調査）の実施（案）について」
議 長	報告事項(7)について、ご質問等はございませんか。
庄子みゆき委員 (13 番)	昨年、タブレット使って農地パトロールを行ったが、終了近くにバッテリーがなくなってしまいました。今年は、それに対して対処していただけますか。
事務局農地係長	事務局で何かしら考えたいと思います。
議 長	その他、ご質問等はございませんか。 (質問等なし)
議 長	質問等がなければ、以上で報告事項を終了いたします。 (午後2時26分)
議 長	続きまして、その他に入ります。 (1)会長報告は、事務局から説明願います。
事務局振興係	— その他 — (1)「会長報告」
議 長	ご質問等はございますか。 (質問等なし)
議 長	質問等がなければ、次に(2)「事務局からの連絡事項」を、説明願います。
事務局振興係	(2)「事務局からの連絡事項」 1 農地等利用最適推進施策の改善に関する意見書（案、ver3）について 2 令和8年6月～7月の予定表 3 他都市農業委員会だより（色麻町） 4 みやぎアグリレディス21だより（リーフレット）
議 長	ここまでの説明について、ご質問等はございませんか。 (質問等なし)

議 長

質問等がなければ、その他について終了いたします。
他に何かございますか。
なければ、以上で議事の一切を終了いたします。

司会：振興係

閉会のあいさつを大泉権吾第一調査委員会委員長からお願いします。

大泉第一調査
委員会委員長

以上をもちまして、仙台市農業委員会第 98 回総会を閉会します。

閉 会

(午後 2 時 37 分)